破産手続廃止

平成２８年（フ）第９０号
千葉県富津市相川980番地の２
破産者　曽子　律子
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３９８号
神奈川県足柄上郡中井町境1664番地の２
破産者　相原　喜嗣
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４７９９号
東京都千代田区神田練塀町３番地
破産者　株式会社ナビゲイト
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８００号
埼玉県川越市菅原町１－３－103
破産者　小暮　敦彦
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８９７号
札幌市東区北25条東６丁目３番30号　オリンピックマンション北25条
破産者　株式会社綜合印刷多田
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６１号
群馬県前橋市朝倉町３丁目39番地５
破産者　株式会社三井ＰＣＯ
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５２号
千葉県長生郡一宮町一宮2857番地
破産者　山口　芳弘
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第４３７号
神奈川県南足柄市岩原1033番地
破産者　有限会社和田総建
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６１６号
静岡県牧之原市静波1227番地の１
破産者　株式会社松浦ポンプ
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０８号
神戸市中央区磯辺通４丁目１番８号Ｉ・Ｔ・Ｃビル304号
破産者　株式会社トリニティ
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５号
北海道虻田郡倶知安町北２条西１丁目１番地２
破産者　有限会社道南つぼ八
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第２２３４号
神奈川県平塚市大神2084―１
破産者　有限会社アミ・トラスト
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２８８号
横浜市神奈川区松本町４丁目32番地３ロイヤル反町ビル４Ｆ
破産者　株式会社イエローベース
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１５号
茨城県つくば市妻木421－３、住民票上の住所茨城県筑西市倉持1180番地17、23合併番地
破産者　加藤　浩之
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９号
茨城県土浦市小松１丁目23番18号
破産者　中島　正巳
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７８号
茨城県つくば市館野272番地１
破産者　長岡　　薫
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９６号
茨城県つくばみらい市狸穴1063番地33、前住所茨城県稲敷郡阿見町岡崎２丁目３番地20フローラル阿見203号
破産者　山口　　猛
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２１２号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見5347番地
破産者　伊藤　智司
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３４２号
神奈川県中郡大磯町東小磯559番地１、前住所神奈川県平塚市日向岡２丁目23番11号
破産者　國松美智子
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５７２号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島1428　クリスタルガーデンＢ102、住民票上の住所神奈川県小田原市栢山564番地
破産者　東　　眞也
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部